

◎沖縄県における駐留軍用地の返還に伴

う特別措置に関する法律の一部を改正

する法律 (平成二四年三月三十一日法律第一四号)

一、提案理由 (平成二四年三月一日・衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会)

○川端国務大臣 おはようございます。よろしくお願いいたします。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

……(略)……

続きまして、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

沖縄県において、駐留軍用地の跡地利用は今後の沖縄振興を考える上で非常に重要な課題です。この駐留軍用地の跡地利用

について定めた沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律が本年度末で失効することから、その有効期限を十年間延長するとともに、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための措置を効果的に推進するための特別措置の充実等の所要の措置を講ずるものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、現行の沖縄振興特別措置法第七章と沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の二法に分かれて規定されている駐留軍用地跡地に関する規定について、本法案に一元的に定めることとし、法律の題名を沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律に改めることとしております。

第二に、駐留軍用地が返還される場合に国が行う調査及び調査の結果に基づく措置の充実を図ることとしております。

第三に、駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減をより一層図るため、給付金支給制度の充実を図ることとしております。

第四に、駐留軍用地跡地の円滑な利用の促進に資するため、駐留軍用地が返還される前の段階からの地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の先行取得に係る規定を創設することとしております。

第五に、沖縄担当大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣、

沖縄県知事及び関係市町村の長は、必要があると認めるときは、国と地方公共団体との役割分担その他駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用に關し必要な事項について協議するため、駐留軍用地跡地利用協議会を組織することができることとしております。

第六に、法律の有効期限を平成三十四年三月三十一日まで延長することとしております。

以上が、両法律案の提案理由及び概要でございます。

両法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告

告(平成二四年三月二三日)

○福井照君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための措置を効果的に推進するための特別措置の充実等を図ろうとするものでございます。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

両法律案は、去る十三日本委員会に付託され、翌十四日川端沖縄北方担当大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

.....(略).....

次いで、軍転法の一部改正案に対し、題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改めること等の修正案を提出し、趣旨説明の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第でございます。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二四年三月二二日)

○福井委員長

.....(略).....

次に、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本修正案は、沖縄の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造に資するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利

用の推進に関する特別措置の一層の充実を図る修正を行うおうとするものであります。

以下、修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に改めることとし、目的規定を修正すること。

第二に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるような必要な配慮がなされること等、基本理念に関する規定を追加すること。

第三に、国は、基本理念にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することを明記すること等、国及び地方公共団体の責務に関する規定を修正すること。

第四に、国は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を所有者等に引き渡す前に講ずることを明記すること等、返還実施計画等に関する規定を修正すること。

第五に、国による駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関するあつせんに関する規定を修正すること。

第六に、給付金の支給に関する規定を修正し、給付金の額について、引き渡し日の翌日以降当該土地を使用できないことを理由として国から支払いを受けた補償金の額を控除しないこととする。

第七に、支障除去措置の実施期間中の補償金に関する規定を追加すること。

第八に、市町村総合整備計画に関する規定を修正し、同計画において定める事項について、良好な景観の形成に関する事項を追加すること。

第九に、国有財産の譲与等に関する規定を追加すること。

第十に、特定振興駐留軍用地跡地及び大規模振興拠点駐留軍用地跡地の指定の規定にかえ、拠点返還地の指定の規定を定めること。

第十一に、内閣総理大臣は、政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、国の取り組み方針を定めなければならないこと。

第十二に、国の取り組み方針と県総合整備計画との関係に関する規定を追加すること。

第十三に、特定跡地給付金及び大規模跡地給付金について、特定給付金として一本化し、特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用または収益が可

能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とすること。

第十四に、駐留軍用地跡地利用協議会に関する規定を修正し、同協議会について、その名称を駐留軍用地跡地利用推進協議会とすること。

以上が、本修正案の概要でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年三月二日)

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県及び市町村が駐留軍用地跡地の利用推進のための公共事業を行う際には、過大な地方負担を生じさせることのないよう、適切な措置を講ずること。

三、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告

(平成二十四年三月三日)

○岸信夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本年は、沖縄の本土復帰から四十年となる節目の年でありますが、両法律案は、いずれもこの三月末で失効する現行法の有効期限を十年間延長するものであります。

.....(略).....

次に、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、給付金支給制度の充実や、地方公共団体等による土地の先行取得など、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するための特別措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院では、法律の題名を改めるほか、支障除去対象地域の拡大や、駐留軍用地の立入調査の国によるあつせんの義務付けなどの修正が行われております。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、関係大臣及び衆議院における修正案提出者等に対して質疑を行いました。

委員会での質疑は、これまでの沖縄振興における成果と今後の課題、沖縄振興一括交付金の活用策と適正執行の確保、沖縄における鉄軌道の整備、雇用の促進や子育て、人材育成のための支援策、観光振興や離島振興のための施策、駐留軍用地跡地の利用推進に関する国の責務と原状回復に係る国の取組方針等について行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議が付されております。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

四四

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二八日)

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県及び市町村が駐留軍用地跡地の利用促進のための公共事業を行う際には、過大な地方負担を生じさせることのないよう、適切な措置を講ずるべきである。

右決議する。